

裁 決 書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

審査請求人 ○○○○○○

処 分 庁 十和田市長 小山田 久

審査請求人が令和4年8月24日に提起した処分庁による令和4年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和4年5月2日、処分庁は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件土地1」、「本件土地2」、「本件土地3」といい、これらを併せて「本件各土地」という。）及び3件の家屋について、令和4年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書により審査請求人に通知した（本件処分について審査請求人に通知した令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、以下「令和4年度納税通知書」という。）。
- 2 令和4年8月24日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同年5月2日付けで行った本件処分のうち、本件各土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 令和4年度納税通知書のうち令和4年度固定資産税・都市計画税課税明細書（以下「令和4年度課税明細書」という。）に記載されている前年度の課税標準額が、令和2年度固定資産税都市計画税納税通知書（以下「令和2年度納税通知書」という。）のうち令和2年度固定資産税都市計画税課税明細書（以下「令和2年度課税明細書」という。）に記載されている課税標準額と違っている。
 - (2) 令和4年度課税明細書の下欄に「この通知書は再発行できませんので、申告等に利用されるかたは大切に保管してください。」と記載がある。
 - (3) 審査請求人は、上記(1)(2)の件を処分庁に照会したが、明確な回答は得られなかった。
 - (4) よって、令和4年度納税通知書により決定した土地に係る部分の固定資産税及び都

市計画税の賦課税額は不当であり、賦課決定処分取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 固定資産の評価は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づいて行っている。また、地方税法及び固定資産評価基準の許容する範囲内において、評価事務を円滑かつ公平に行うことを目的として固定資産（土地）評価事務取扱要領（以下「評価要領」という。）を定め、これに基づいて評価を行っている。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の税額は、固定資産評価基準及び評価要領に基づいて算定した評価額を基に、地方税法、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）の規定に基づいて算出している。
- (3) 土地及び家屋に対して課税する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、地方税法第349条の規定により課税標準となる価格の据置制度が設けられ、原則として基準年度の価格を翌々年度まで据え置くこととされている。この基準年度に価格を見直すことを評価替えといい、直近の評価替えの基準年度は令和3年度である。
なお、宅地等については地方税法附則第18条及び25条により負担水準割合に応じ前年度課税標準額を引き下げ、据え置き、または加算措置を行う負担調整措置が設けられている。
- (4) 令和4年度の宅地等の固定資産税及び都市計画税の税額を決定する際には、前年度の課税標準額を用いて宅地等調整固定資産税額（地方税法附則第18条第1項及び十和田市税条例附則第12条第1項）及び宅地等調整都市計画税額（地方税法附則第25条第1項及び十和田市都市計画税条例附則第12項）を算出する必要がある。
- (5) 令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額の数値の違いは、評価替えの年度である令和3年度において、路線価及び奥行価格補正率の見直しを行ったことによるものである。
- (6) 令和4年度課税明細書にある「再発行できない」旨の記載は、同様のものを再発行することができないことを知らせるにとどまるものである。
- (7) 本件処分について本件納税通知書による審査請求人への通知後、審査請求人より令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書の課税明細書（以下「令和3年度課税明細書」という。）に記載されている課税標準額が一致しない旨の照会はあったが、審査請求人の主張(1)(2)に関する照会があった事実はない。

理 由

1 審査請求人の主張(1)について

令和4年度課税明細書及び令和2年度課税明細書に記載された本件各土地の課税標準額は以下の通りである。

① 令和4年度課税明細書記載の令和4年度の課税標準額

本件土地1	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地2	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地3	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円

② 令和4年度課税明細書記載の前年度の課税標準額

本件土地1	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地2	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地3	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円

③ 令和2年度課税明細書記載の令和2年度の課税標準額

本件土地1	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地2	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円
本件土地3	固定資産税	〇〇〇〇〇〇円
	都市計画税	〇〇〇〇〇〇円

上記のとおり、令和4年度課税明細書記載の令和4年度の課税標準額（上記①）は、令和4年度課税明細書記載の前年度の課税標準額（上記②）と同額である。

また、令和4年度課税明細書記載の前年度の課税標準額（上記②）と令和2年度課税明細書記載の令和2年度の課税標準額（上記③）の数値の違いについては、令和3年度において3年に1度行われる評価替えに伴い路線価及び奥行価格補正率の見直しを行ったことにより課税標準額が変動したものである。

上記の算出方法等は法令等の規定に基づき適正に行われており、令和4年度の本来の固定資産税及び都市計画税の課税標準額についても、算出方法等に誤り等は認められない。

したがって、令和4年度課税明細書に記載されている前年度の課税標準額と令和2年度課税明細書に記載されている令和2年度の課税標準額との相違を理由とする審査請求人の主張は採用することができず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人の主張(2)について

課税明細書の下部の「この明細書は再発行できませんので、申告等に利用されるかたは大切に保管してください。」の記載は、同様のものを再発行することはできない旨を知らせるためのものである。

地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書には、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載すべき旨を定めている。

また、地方税法第13条第1項は、地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該納税者に対し、文書により納付の告知をしなければならず、当該文書には、同法に特別の定めがある場合のほか、その納付すべき金額、納付の期限及び納付の場所その他必要な事項を記載するものとする旨を定めている。

令和4年度納税通知書には、審査請求人に係る令和4年度の固定資産税及び都市計画税について、地方税法第1条第1項第6号及び第13条第1項所定の記載事項が全て記載されている。そして、審査請求人は、令和4年度納税通知書を令和4年5月25日に受領しているのであるから、審査請求人に対する本件処分に係る納付の告知も適正になされている。

したがって、令和4年度納税通知書により本件処分は適正に行われており、その信用性が否定されるような事情も見受けられず、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張(3)について

令和4年5月2日に令和4年度納税通知書を発送後、令和4年5月31日十和田市役所税務課窓口にて、審査請求人より「令和4年度課税明細書内の前年度課税標準額と令和3年度課税明細書に記載している課税標準額が一致しない」との問い合わせがあったことから、審査請求人立会いのもと課税明細書の記載内容について照会した結果、一致することを確認した。その後本件審査請求が提出された令和4年8月24日までの間、令和4年度課税明細書の記載内容に関する照会があった事実は無い。

また、審査請求人は令和4年5月31日に地方税法第382条の2第1項に基づく固定資産課税台帳の閲覧及び地方税法第416条第1項に基づく土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っているが、令和4年度の課税内容に関する照会は無く、その後本件審査請求が提出された令和4年8月24日までの間、令和4年度の課税内容に関する照会があった事実は無い。

4 結論

上記1～3のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和5年8月29日

審査庁 十和田市長 小山田 久

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。